

定例庁議次第

令和6年2月13日
役場2階第2会議室

1. 開会

2. 挨拶

3. 審議事項

なし

4. 報告事項

なし

5. 議案事項

- (1) 議案第5号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例（総務課 小林課長）
【資料番号1】
- (2) 議案第8号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例（介護福祉課 永井課長）
【資料番号2】
- (3) 議案第9号 吉岡町敬老年金条例の一部を改正する条例（介護福祉課 永井課長）
【資料番号3】
- (4) 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（介護福祉課 永井課長）
【資料番号4】
- (5) 議案第15号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
（産業観光課 岸課長）【資料番号5】
- (6) 議案第16号 吉岡町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例
（建設課 笹沢課長）【資料番号6】
- (7) 議案第17号 吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
（建設課 笹沢課長）【資料番号7】
- (8) 議案第18号 町道路線の認定・廃止について
（建設課 笹沢課長）【資料番号8】

6. その他

7. 閉会

2月13日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 総務課長 小林 康弘

【議案名】

議案第5号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例

【提案理由】

消防団員に対して、新たに出動報酬を支給することに伴い、所要の改正を行うもの。

【概 要】

1 出動報酬の支給

団員が災害、警戒及び訓練その他消防団活動の職務に従事した場合には、出動報酬を支給することとするもの（新第10条第1項関係）。

(1) 出動報酬の額（新第10条第3項関係）

団員の職務の区分に応じ、出動報酬の額を定めるもの。

(2) 出動報酬の額の特例（新第10条第4項関係）

団員が災害の職務に従事した場合であって、1日の出動時間が7時間45分を超えた場合の出動報酬の加算の特例を定めるもの。

(3) 出動報酬の支給期日（新第10条第6項から第8項まで関係）

出動報酬の支給期日を定めるもの。

2 技術的改正（第7条第2項第2号及び第9条第1項関係）

(1) 年額報酬の支給方法に係る規定の整理（新第10条第5項、第7項及び第8項関係）

出動報酬に係る規定の新設に伴い、年額報酬の支給方法に係る規定の整理を行うもの。

(2) 字句の整理（第7条第2項第2号及び第9条第1項関係）

その他、字句の整理を行うもの。

【上程予定】

令和6年第1回定例会

2月13日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 介護福祉課長 永井 勇一郎

【議案名】

議案第8号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例

【提案理由】

介護保険制度の健全な運営を図るための保険料の改定及び条例の見直しに伴う字句の整理等を行うため、所要の改正を行うもの。

【概 要】

1 保険料率の改定

第9期介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの保険料率を定めるもの。

(1) 保険料率の算定基準の変更（第2条第1項及び第4条第3項関係）

保険料率の算定基準を特別の基準を定める介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第39条から一般の基準を定める同令第38条へ変更するもの。

(2) 第1号被保険者の保険料率（第2条第1項関係）

第1号被保険者の区分については介護保険施行令第38条第1項に定めるものとし、現行の10段階から13段階とするもの。

(3) 低所得者公費軽減による減額賦課に係る保険料率（第2条第2項から第4項まで関係）

第2条第1項第1号から第3号までに掲げる区分の第1号被保険者の低所得者公費軽減による減額賦課に係る保険料率を定めるもの。

2 技術的改正（第10条第1項第4号及び第11条第1項第4号関係）

その他、字句の整理を行うもの。

【上程予定】

令和6年第1回定例会

2月13日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 介護福祉課長 永井 勇一郎

【議案名】

議案第9号 吉岡町敬老年金条例の一部を改正する条例

【提案理由】

敬老年金の名称の変更及び受給資格の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。

【概 要】

- 1 名称変更（題名、第1条から第4条まで及び第7条から第9条まで並びに附則第2条による改正関係）
「吉岡町敬老年金」から「吉岡町長寿祝金」に名称を変更するもの。
- 2 受給対象年齢の見直し（第2条第1項第1号及び第3条関係）
平均寿命の延伸に伴う高齢化の進展等に鑑み、受給対象年齢を見直し、満80歳及び満85歳の者への支給を廃止するもの。
- 3 物品による支給の廃止（第3条関係）
必要により祝金を物品に代えて支給する規定を廃止するもの。
- 4 支給時期の延長（第4条関係）
祝金の支給時期を「その年の9月中」から「基準日の属する年度の9月から翌年の3月までの期間」に延長するもの。
- 5 受給資格者が死亡した場合に支給を受ける遺族の順位の明確化（新第9条第2項関係）
受給資格者が死亡した場合に祝金の支給を受ける遺族に同順位の者が2人以上あるときに支給を受ける遺族の順位を、明確化するもの。
- 6 技術的改正（第1条から第3条まで、第5条から第7条まで及び第9条関係）
その他、字句の整理を行うもの。

【上程予定】

令和6年第1回定例会

2月13日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（5. 諮問）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 介護福祉課長 永井 勇一郎

【議案名】

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

【目 的】

人権擁護委員の任期満了に伴い、その後任候補者を推薦するにあたり、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、あらかじめ議会の意見を求めるため。

【概 要】

- 1 推薦者（新任）
個人情報につき非公開
- 2 委員の任期（人権擁護委員法第9条）及び年齢制限（法務局長及び地方法務局長に対する国からの通達による要請）※
令和6年7月1日から令和9年6月30日まで
※1期を3年とし、新任の場合は68歳以下、再任の際は75歳未満。

【上程予定】

令和6年第1回定例会

【備 考】

同候補者の推薦については、令和6年3月29日までに前橋地方法務局への報告を必要とする。

2月13日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 産業観光課長 岸 一憲

【議案名】

議案第15号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

【提案理由】

借換制度の継続実施による群馬県小口資金融資促進制度要綱の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

【概 要】

1 借換制度の期間延長（附則第2項関係）

借換制度の融資申込期限を令和6年3月31日までから令和7年3月31日までに延長するもの。

2 施行期日（附則関係）

令和6年4月1日

【上程予定】

令和6年第1回定例会

2月13日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 建設課長 笹沢 邦男

【議案名】

議案第16号 吉岡町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例

【提案理由】

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の一部改正に伴う改正その他所要の改正を行うもの。

【概 要】

1 守秘義務を課す者の範囲の変更（第8条関係）

委員会の委員に加えて、第7条第4項の規定により会議に出席を求められた委員以外の者にも守秘義務を課すもの。

2 技術的改正

(1) 条項ずれ対応（第1条及び第4条関係）

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う条項ずれ対応を行うもの。

(2) 字句の整理（第4条第2号及び第3号関係）

その他、字句の整理を行うもの。

【上程予定】

令和6年第1回定例会

2月13日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 建設課長 笹沢 邦男

【議案名】

議案第17号 吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

【提案理由】

道路法施行令（昭和27年政令第479号）に準じて町における道路占用料の見直しをすることその他所要の改正を行うもの。

【概要】

1 道路占用料の見直し

(1) 単価の改定（第2条別表関係）

道路法施行令別表に規定する第3級地の指定区間内の国道に係る占用料の額の改定に伴い、これに準じて単価を改定するもの。

(2) 下限額の引下げ（第2条第2項第3号関係）

指定区間内の国道に係る占用料に準じて、道路占用料の下限額を200円から100円に引き下げるもの。

2 施行期日等

(1) 施行期日（附則第1項関係）

令和6年4月1日

(2) 経過措置（附則第2項及び第3項関係）

この条例による改正後の規定は、この条例の施行日以後の占用期間に係る占用料の額について適用し、施行日前の占用期間に係る占用料については、改正前の占用料の額とするもの。ただし、施行日前に占用の許可を受けた占用物件で占用期間が1年未満であるものの占用料の額については、改正前の占用料の額とするもの。

【上程予定】

令和6年第1回定例会

2月13日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 建設課長 笹沢 邦男

【議案名】

議案第18号 町道路線の認定・廃止について

【提案理由】

道路法に基づき、町道の認定及び廃止により道路網の整備をするもの。

【概 要】

1 町道の認定

民間開発事業における開発協議に伴う寄付道路及び町道の認定漏れが判明した路線について、町道の認定を行うもの。

2 町道の廃止

民間開発事業における開発協議に伴う寄付道路と接続する既存町道について、路線整理のため町道認定の廃止を行うもの。

【上程予定】

令和6年第1回定例会

【備 考】

議会承認後に町道の認定及び廃止の告示を行うもの。